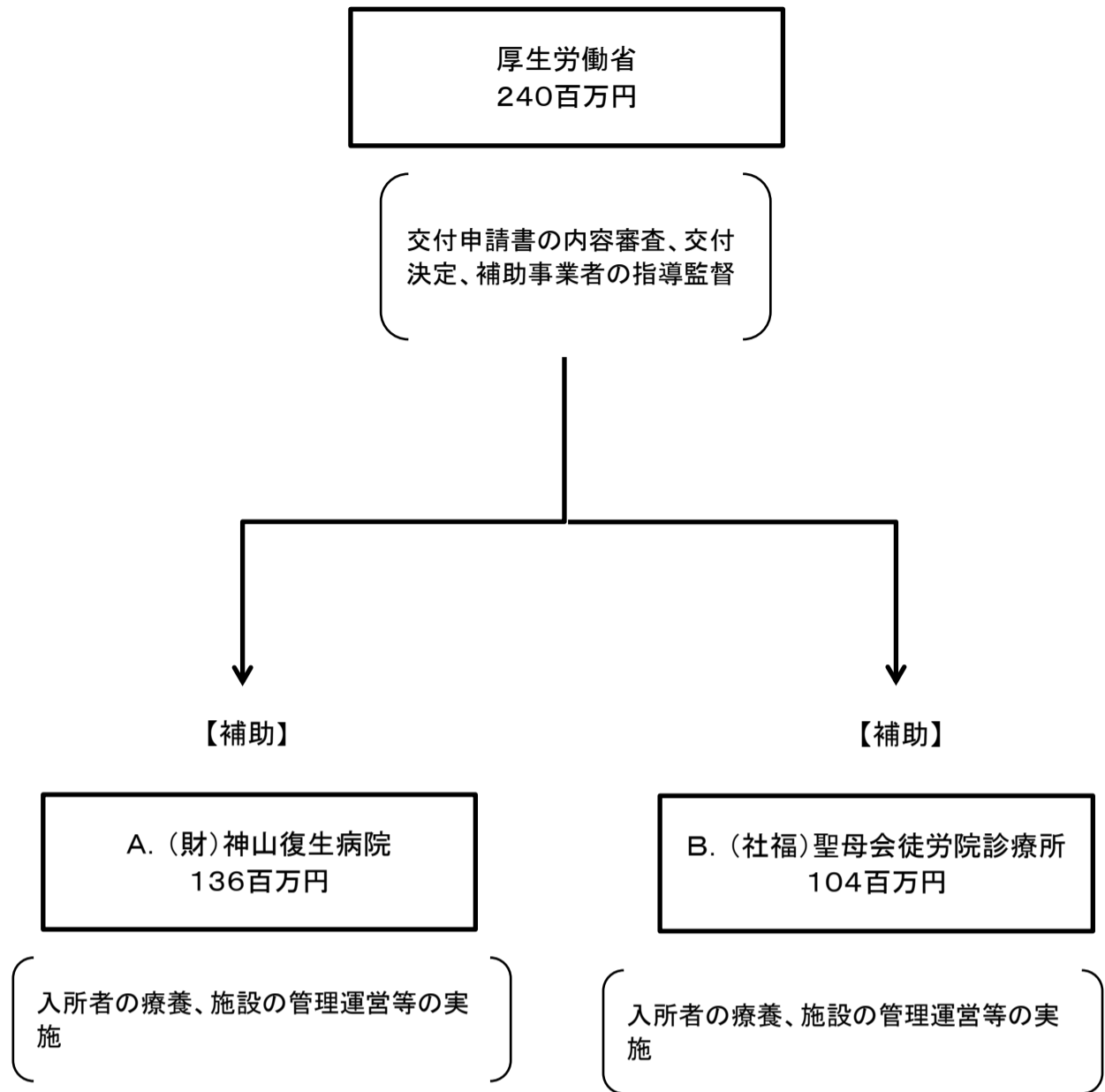


行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	私立ハンセン病療養所補助金	事業開始年度	昭和26年度	作成責任者		
担当部局庁	健康局	担当課室	疾病対策課	疾病対策課 難波 吉雄		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第9条	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第9条」に基づき、国内2カ所の私立ハンセン病療養所(神山復生病院、待労院診療所)で行われている入所者への療養及び療養所の管理運営の補助を行っている。 【補助率 10/10】</p> <p>【ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第9条】 国は、入所者(第二条第二項の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所している者に限る。)に対する必要な療養が確保されるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>厚生労働省告示第二百三十六号 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める次のとおりとする。 五 次の表に掲げる私立のハンセン病療養所 設置時の名称 設置された都道府県 復生病院 静岡県 待労院 熊本県</p>					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	私立ハンセン病療養所入所者に必要な療養、療養所の管理運営等					
実施状況	全国2カ所に設置された、私立ハンセン病療養所に対して、補助を実施した。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	236	240	240	239	238
	執行額	236	240	240		
	執行率	100	100	100		
	総事業費(執行ベース)	236	240	240		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出先・用途の把握については、事業完了後提出される事業実施報告により把握。				
	見直しの余地	<p>・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律によれば、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体および財産に係る被害、その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようになるための基盤整備は喫緊の課題とされている</p> <p>・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第9条においても、国は入所者に対する必要な療養が確保されるよう、必要な措置を講ずるものとされており、当該事業を見直すことは困難である。</p>				
予算・監視の効率化	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく必要な事業であり、予算の執行の観点からも概ね妥当であるが、引き続き適切な予算執行に努めること。					
補記						

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.(財) 神山復生病院			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	職員基本給等	85			
庁費	備品費、消耗品費、印刷製本費等	50			
旅費	職員等派遣旅費	1			
計		136	計		0
B.(社福) 聖母会徒労院診療所			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	職員基本給等	61			
庁費	備品費、消耗品費、印刷製本費等	42			
旅費	職員等派遣旅費	1			
計		104	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0